

令和6年度『佐賀城本丸クラシックス』制作業務委託契約書

佐賀県立佐賀城本丸歴史館（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、令和6年度『佐賀城本丸クラシックス』制作業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和6年10月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円
（うち消費税及び地方消費税額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定により免除する。

（物品の貸与）

第5条 乙は、甲の貸与する委託業務に必要な書類その他の物品類（以下「貸与品」という。）を使用することができる。

2 乙は、貸与品の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4 乙は、故意又は過失により貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定する期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（契約内容の不適合責任）

第6条 甲は、成果物に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約内容の不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求できる。

2 前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、本契約による成果物の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

3 第1項の規定は、成果物の契約内容の不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第7条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、委託業務の全部を第三者に一括して再委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に再委託し又は請け負わせようとするときは、当該第三者に係る内容及び委託若しくは請負の範囲について書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙から再委託され又は請け負った第三者は、再委託又は請け負った業務をさらに他の第三者に再々委託し、又は請け負わせてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(契約の変更)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲乙協議の上で、本契約の内容を変更することができる。

(1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。

(2) 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。

(3) 行政目的上、本契約の内容について仕様を変更し、及び本契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

(4) 収録内容の変更等により仕様を変更する必要が生じたとき。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から14日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

4 第1項の規定により契約を変更した場合において、委託料に変更が生じるときは、甲及び乙は、第4条の規定による契約保証金又は担保についても変更しなければならない。

(成果物の引渡し)

第11条 乙は、仕様書に規定する納入期限までに、制作した成果物（以下「本件成果物」という。）を納入するものとし、納入にかかわる費用は、乙が負担するものとする。

2 甲は、納入された成果物について、直ちに検査を行い、当該検査に合格した場合は、乙が提出する受領書、納品書等に押印又は署名するものとし、当該書面の押印又は署名をもって乙から甲への成果物の引渡しが行われたものとする。

3 甲は、前項の検査において本件成果物を不合格とした場合は、直ちに乙に通知するものとし、乙は、本件成果物を修補又は交換したうえで、改めて甲の検査を受けなければならない。

4 第2項の検査に要する費用及び検査のために変質、消耗又はき損した本件成果物の損失は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第12条 乙は、成果物の引渡しが行われた後、甲に委託料の請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(甲による解除権及び違約金)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 本契約の適正かつ確実な実施を確保するため甲が必要と認めた、必要な措置をとるべきことの指示に違反したとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 前項の規定により本契約が解除される場合においては、乙は、委託料の10

分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、甲は、第4条の規定による契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 甲は、第1項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(乙による解除)

第14条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反により本契約の履行が不可能となったと認められるときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(遅延利息)

第15条 乙の責に帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、第12条第2項による支払が遅延した場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する額を請求することができる。

(個人情報保護)

第16条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、第8条第2項に規定する甲の承認を受けて委託業務の一部を第三者に再委託し又は請け負わせるときは、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第17条 乙は、委託業務を処理するため甲の情報資源を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、第8条第2項に規定する甲の承認を受けて委託業務の一部を第三者に再委託し又は請け負わせるときは、当該第三者との間に別紙「情報セキュリティ対策特記事項」に準じた事項の特約をしなければならない。

(監督員)

第18条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

(業務責任者の設置)

第19条 乙は、本契約の履行に関し生じる乙の権限を乙の職員に業務責任者として委任したときは、その氏名及び当該委任した権限の内容を甲に通知しなければならない。これらの者又は当該委任した権限の内容を変更したときも、同様とする。

2 前項に規定する業務責任者は、前項により乙から委任された権限の他、本契約に基づき委託業務に従事する乙の職員を管理監督し、業務上の指示を行う権限を有するものでなければならない。

3 乙は、委託料の変更、支払いの請求及び受領並びに本契約の解除に係る権限については、第1項に規定する乙の職員に委任してはならない。

(権利の帰属)

第20条 本件成果物は、甲の所有とする。

2 本件成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から28条に定めるすべての権利を含む）は甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。

4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は、甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）で定義される知的財産権をいう。）を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

5 第1項の成果物及び前項の資料等に、乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保される。ただし、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、当該知的財産権を無償かつ非独占的に利用できるものとする。

6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(第三者の権利侵害)

第21条 乙は、甲に対して、本件成果物が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証するものとする。

2 本件成果物が第三者の知的財産権を侵害しているとして、乙と第三者との間に紛争が生じた場合には、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(費用の負担)

第22条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(紛争の解決方法)

第23条 本契約に関する一切の紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議)

第24条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀市城内2丁目18番1号
佐賀県立佐賀城本丸歴史館
統括副館長 白濱 昌子

乙